

大阪市建設局が保有する設計図書等の情報提供に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、建設局が保有する設計図書等に関する情報についての求めに対する情報提供について必要な事項を定めることを目的とする。

(提供する設計図書等の範囲)

第2条 この要領において、「設計図書等」とは工事又は業務委託の設計書及び添付図書(職務上作成し又は取得したもの。ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。)第7条各号に掲げる情報が記録されているものを除く。)をいう。

(情報提供の手続)

第3条 設計図書等の情報提供の申出者は、情報提供申出書(別紙様式1)を建設局長に申し出なければならない。

(提供の方法)

第4条 設計図書等の情報提供は、建設局が指定する日時及び場所において、建設局が指定する方法により行う。

2 前項の場合において、設計図書等の閲覧をする者は、当該設計図書等を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 建設局は、前項の規定に違反する者に対し、設計図書等の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

4 設計図書等の情報提供は、条例第14条及び大阪市情報公開条例施行規則(平成13年大阪市規則31号)第9条第2項第5号及び第9条第3項第5号に準じて行うものとする。

(手数料等)

第5条 設計図書等の情報提供に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。なお、当該費用については、別表に基づき、建設局において徴収する。

(施行の細目)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

[別表]

写しの作成に要する費用

種別	単価
用紙に出力したものの交付 (A3までの用紙を用いたもの)	単色刷り 1枚につき 10 円 多色刷り 1枚につき 50 円
複製又は P D F ファイル形式への変換をしたもの を記録した光ディスク (C D - R 650 メガバイト 又は 700 メガバイトのもの) の交付	1枚につき、90 円に次の(1)又は(2) に掲げる額を加えた額 (1) 当該電磁的記録に非公開情報が 記録されていないときは、当該複 製したもののファイル数に 10 円 を乗じて得た額 (2) 当該電磁的記録が(1)に定める もの以外のものであるときは、当 該 P D F ファイル形式に変換した もののページ数に 10 円を乗じて 得た額
複製又は P D F ファイル形式への変換をしたもの を記録した光ディスク (D V D - R 4.7 ギガバイ トのもの) の交付	1枚につき、120 円に次の(1)又は(2) に掲げる額を加えた額 (1) 当該電磁的記録に非公開情報が 記録されていないときは、当該複 製したもののファイル数に 10 円 を乗じて得た額 (2) 当該電磁的記録が(1)に定める もの以外のものであるときは、当 該 P D F ファイル形式に変換した もののページ数に 10 円を乗じて 得た額

- 1 本表の適用に当たっては、「情報公開条例 解釈・運用の手引」の「第14条 公開の実施」[運用]（写しの作成要領）を適用する。
- 2 用紙の両面を使用する場合は、2面として計算する。
- 3 乾式複写機による写しの作成にあたり、A3判を超える大きさの用紙を用いた場合は、A3判の枚数に換算して計算する。